

大阪弁護士会司法改革検証・推進本部との意見交換会報告

司法改革総合センター 副委員長 奥 国範 (54 期)

同 事務局長 皆 真希 (56 期)

1 はじめに

2021年3月6日、当会の司法改革総合センター（以下「当会司法改革センター」という）は、大阪弁護士会司法改革検証・推進本部（以下「大阪司法改革本部」という）と意見交換会を実施した。

当会司法改革センターは、毎年3月に、大阪司法改革本部と司法制度に関する意見交換を実施している。大阪と東京とで、幹事を1年ごとに担当し、幹事会の弁護士会館で開催してきた。テーマを持ち寄り、報告や議論をし合うことを通じて、大阪司法改革本部との交流を深めてきた。

2020年度は、当会司法改革センターが「法曹人口の検証」を、大阪司法改革本部が「民事裁判IT化の国際的動向」をテーマとして取り上げた。昨年度の幹事会は大阪司法改革本部であり、会場も大阪の予定であったが、昨今の新型コロナウイルス感染症のため、完全オンラインによる開催となった。初めての試みであり、対面での議論とはかなり趣が異なったが、それでも充実した報告及び議論がなされた。

なお、当会司法改革センターと大阪司法改革本部との交流会の歴史は1999年3月からと長く、内閣に司法制度改革審議会が設置され（同年7月）、いわゆる「司法制度改革」の議論をまさに開始しようとしていた頃まで遡る。司法制度改革が一段落した今でも、大阪司法改革本部との意見交換会は意義が大きく、毎回、新鮮な気づきや示唆がある。例えば、本年度に「東弁歴史研究会」（通称、REKIKEN）が発足したが、これは2015年度の意見交換会において弁護士自治をテーマに議論したことが端緒となっている。

2 テーマ1～「法曹人口の検証」

当会司法改革センターの提案によるテーマとして「法曹人口の検証」について意見交換を行った。

(1) 法曹人口検証本部の設置に至る経緯

政府が年間3000人の司法試験合格者を目指した法曹人

口政策について、日弁連は「法曹人口政策に関する提言」（2012年3月15日）において「司法試験合格者をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していく」との提言を行った。近年、司法試験合格者数は1500人前後で推移し、1500人への減員が概ね達成されたことから、日弁連では、法曹人口検証本部を設置し、更なる減員の要否について、①業務量・求人数、②司法基盤整備の状況、③法曹の質という3つの観点から検討を行っている。

(2) 業務量・求人数

業務量の変化については、訴訟等の件数については横ばいだがLAC案件などは増加していること、任意交渉案件など数値化されていない業務の存在や新しい業務分野の開拓について指摘するとともに、市民の相談ニーズは依然高いなどの意見交換がなされた。求人数に関しても、新司法試験世代が採用側に回ったことなどにより売り手市場の就職環境になっていること、早期独立やブラック事務所の問題が課題であること、働き方等に対する弁護士の意識も変化していることなどが議論された。

(3) 司法基盤整備の状況

司法基盤については、利用者の目線で議論すべきとの意見があり、支部問題や弁護士過疎地域における法律事務所設置の意義、組織内弁護士の増加の状況などについて意見交換がなされた。

(4) 法曹の質

法曹の質に関して、日弁連の法曹人口検証本部では、法曹の質が下がったとする見解があることが紹介されたが、この見解に疑問を呈する意見が次々に述べられた。「質の低下を指摘する事例は個々のエピソードにとどまっている」、「仮に質が足りていないのであれば質の確保を課題とすべきであって法曹人口の問題として議論すべきではない」、「司法

試験という一時点で質を計るべきではない」などの意見が聞かれた。

(5) 小括

さまざまな意見が述べられ、予定された時間を超過した。日弁連の法曹人口検証本部の議論状況を注視しながら、今後も議論を継続する必要があることを確認し、テーマ1の意見交換を終えた。



3 テーマ2～「民事裁判IT化の国際的動向」

大阪司法改革本部の提案によるテーマとして「民事裁判IT化の国際的動向」について海外調査の報告を踏まえて意見交換を行った。

(1) 海外調査

大阪司法改革本部では、民事裁判IT化の国際動向を調査するために、2019年にポルトガル・スペインの現地調査、ニューヨーク・ワシントンDC・サンフランシスコの現地調査を行った。コロナ禍の直前の時期であり、現状では海外で現地調査を行うことはほぼ不可能であることから貴重な報告である。

(2) システム

各国で様々なシステムが導入されていることが紹介された。その一例であるが、スペインの代表的なシステムとして、弁護士のための「LexNET」、裁判所のための「Mineruva」、裁判官が判決の作成等のために利用するシステム「exe」、本人訴訟の当事者のための事件管理システム「Porta Sinaturas」が稼働している。

(3) オンライン申立ての状況

海外では民事裁判のIT化が進んでいるが、背景として日本に比べて社会全体のIT化が進んでいる。アメリカでは、大量のアスベスト訴訟が提起されたことから、必要に迫られてオンライン申立てが進んだ。

義務化に関しては、弁護士については原則義務化されている。ITに精通していない弁護士もいるのではないのかとの質問には「そんな弁護士がいるのか」と笑われたとの話が印象的であった。他方で、本人訴訟については書面提出が原則である。システム利用のトレーニングを経ていない本人がオンラインの手続に参加すると混乱することや、ITを利用

できない市民の裁判を受ける権利の確保という視点による。本人から紙で提出された書面を裁判所がシステムにアップロードして対応している。

(4) ビデオ会議の活用

オンライン提出が進んでいる海外においても、弁護士が法廷に出廷するのは当たり前との意識に変化はなく、遠隔地で出頭が困難などの例外的な場合にビデオ会議を利用するにとどまっているとのことであった。また、ビデオ会議のシステムについては、Zoomなどの汎用型のシステムを利用しているようである。

(5) コロナ禍での変化

大阪司法改革本部では、コロナ禍でどのような変化があったかを確認するために、2021年2月にカリフォルニア州弁護士協会の協力を得て、Zoom調査を行った。

コロナ禍によるロックダウン等のため、法律事務所への出勤や裁判所への出廷が著しく制限された中では、裁判を完全にストップさせてしまわないようにという観点から、ビデオ会議の利用が進んだようである。

(6) 小括

日本の民事裁判のIT化は、法改正を目指して急速に進展することが予想される。先行する国際動向を踏まえながら丁寧な議論をしていく必要があることを確認し、テーマ2の意見交換を終えた。

4 まとめ

初めての完全オンラインの意見交換であったが、4時間では足りない充実した意見交換となった。もっとも、完全オンラインであるためか、設定テーマから脱線的な議論の展開が見られなかったことが残念であった。余談・雑談の中に新しい視点のヒントが含まれることは多く、やはりリアルでの議論の魅力は捨てがたいと感じた。